

「指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」

重要事項説明書

樹楽 デイサービス みんなのわ

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 1392900575)

当事業所は、利用者に対して指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護（要支援）認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護（要支援）認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人 みんなのわ |
| (2) 法人所在地 | 東京都八王子市片倉町1395-21 |
| (3) 電話番号 | 042-638-8493 (本部) |
| (4) 代表者氏名 | 理事 鈴木 麻紀 |
| (5) 設立年月日 | 平成23年5月12日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 |
| (2) 事業所の名称 | 樹楽 デイサービス みんなのわ |
| (3) 事業所の所在地 | 東京都八王子市片倉町1395-21 |
| (4) 電話番号 | 042-638-8490 |
| (5) FAX番号 | 042-638-8491 |
| (6) 管理者 | 鈴木 麻紀 |
| (7) 開設年月日 | 平成28年11月1日 |
| (8) 利用定員 | 12人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
八王子市

- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日
営 業 時 間	8：00～18：00（左記は基本であり随時受付可能です）
サービス提供時間	9：00～17：30

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
生活相談員	0人	3人	0人	2人
介護職員	2人	2人	3人	5人
機能訓練指導員	0人	1人	0人	2人

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合

があります。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の原則9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及び介護を提供します。
排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体介護

② 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

③ 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供します。
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

④ 機能訓練に関すること

利用者の生活機能の維持又は向上のため必要な訓練を行います。

⑤ 送迎に関すること

利用者に対し送迎サービスを提供します。

⑥ 相談・助言に関すること

利用者及びそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

⑦ 延長に関すること

延長を希望する利用者に対し延長サービスを提供します。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明し利用者の同意をいただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（全額利用者負担金）

①その他費用

指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の実費負担となります。発熱時や食事の摂れない心身状況の際の栄養補助食品の提供、2時間以上の食事は衛生上破棄することから再提供が必要な場合の食事の代金等は口頭による報告、許可を含めて請求対象とします。

〈サービス料金 介護給付費〉

利用者の要介護（要支援）度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（利用料金の1割、2割又は3割）をお支払いください。（サービス料金は、利用者の要介護（要支援）度に応じて異なります。）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合には、一旦1日当たりの利用料金（全額自己負担）を頂き、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

☆処遇改善加算（Ⅰ）にかかる費用は別途ご負担となります（下記表は現行制度のパーセンテージにて乗じた数値です）法改正等によりパーセンテージが変更になった場合には都度それらが適用されます。
※送迎料金は、サービス料金に含まれます。

当施設で送迎サービスを行わない場合に下記の通り減額されます。

- 【1割】要介護者は、片道 -51円/日
- 【2割】要介護者は、片道 -102円/日
- 【3割】要介護者は、片道 -153円/日

■認知症対応型通所介護単位数

下記単位数は契約締結時の法定単位数とし、介護保険法及び障害者総合支援法、総合支援事業、地域単価等、国や自治体の法改正があった場合はそれに準ずる単位数とします。また、単位数自体が変更になることにより、お住まいの自治体発行の「介護保険負担割合証」に記載の1割、2割、3割の利用者負担分の支払金額も変更になることを了承します。また、重要事項説明書に記載のない利用時間については、ご利用者様の要支援、要介護度に準じた法定単位数とお住まいの自治体ごとに異なる地域単価を乗じた額を「介護保険負担割合証」に記載の負担割合分が利用料となり、支払いに応じます。

■認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合）

※1割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【1割】	528円	584円	603円	663円	725円	786円	846円
入浴介助 利用者様負担額【1割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【1割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【1割】	167円	167円	167円	167円	167円	167円	167円
個別機能訓練加算Ⅰ 【1割】	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ 【1割】	23円	23円	23円	23円	23円	23円	23円
科学的介護推進体制加算 【1割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【1割】	905円	961円	980円	1040円	1102円	1163円	1223円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【1割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【1割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合）

※2割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【2割】	1055円	1168円	1206円	1326円	1450円	1572円	1692円
入浴介助 利用者様負担額【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【2割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【2割】	333円	333円	333円	333円	333円	333円	333円
個別機能訓練加算Ⅰ 【2割】	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
個別機能訓練加算Ⅱ 【2割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
科学的介護推進体制加算 【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【2割】	1805円	1918円	1956円	2076円	2200円	2322円	2442円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【2割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【2割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合）

※3割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【3割】	1582円	1752円	1809円	1988円	2175円	2358円	2538円
入浴介助 利用者様負担額【3割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【3割】	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【3割】	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
個別機能訓練加算Ⅰ 【3割】	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円
個別機能訓練加算Ⅱ 【3割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
科学的介護推進体制加算 【3割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【3割】	2707円	2877円	2934円	3113円	3300円	3483円	3663円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【3割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【3割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合）

※1割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【1割】	552円	612円	632円	695円	760円	823円	887円
入浴介助 利用者様負担額【1割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【1割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【1割】	167円	167円	167円	167円	167円	167円	167円
個別機能訓練加算Ⅰ 【1割】	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ 【1割】	23円	23円	23円	23円	23円	23円	23円
科学的介護推進体制加算 【1割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【1割】	929円	989円	1009円	1072円	1137円	1200円	1264円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【1割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【1割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症型対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合）

※2割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【2割】	1104円	1224円	1263 円	1390円	1519円	1645円	1774円
入浴介助 利用者様負担額【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【2割】	134円	134円	134 円	134円	134円	134円	134円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【2割】	333円	333円	333 円	333円	333円	333円	333円
個別機能訓練加算Ⅰ 【2割】	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
個別機能訓練加算Ⅱ 【2割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
科学的介護推進体制加算 【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【2割】	1854円	1914円	2013 円	2140円	2269円	2395円	2524円

介護職員処遇改善加算Ⅰ【２割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算【２割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合）

※3割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【３割】	1655円	1835円	1895円	2085円	2278円	2468円	2661円
入浴介助 利用者様負担額【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【３割】	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【３割】	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
個別機能訓練加算Ⅰ 【３割】	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円
個別機能訓練加算Ⅱ 【３割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
科学的介護推進体制加算 【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【３割】	2780円	2960円	3020円	3210円	3403円	3593円	3786円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【３割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【３割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合）

※1割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【１割】	823円	919円	953円	1055円	1155円	1257円	1360円
入浴介助 利用者様負担額【１割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【１割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【１割】	167円	167円	167円	167円	167円	167円	167円
個別機能訓練加算Ⅰ 【１割】	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ 【１割】	23円	23円	23円	23円	23円	23円	23円
科学的介護推進体制加算 【１割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【１割】	1200円	1296円	1330円	1432円	1532円	1634円	1737円

介護職員処遇改善加算Ⅰ 【１割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算 【１割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症型対応型通所介護費（５時間以上６時間未満の場合）

※2割負担の場合 令和6年４月１日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【２割】	1645円	1838円	1905円	2109円	2309円	2513円	2720円
入浴介助 利用者様負担額【２割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【２割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【２割】	333円	333円	333円	333円	333円	333円	333円
個別機能訓練加算Ⅰ 【２割】	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
個別機能訓練加算Ⅱ 【２割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
科学的介護推進体制加算 【２割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【２割】	2395円	2588円	2655円	2859円	3059円	3263円	3470円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【２割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【２割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（５時間以上６時間未満の場合）

※3割負担の場合 令和6年４月１日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【３割】	2468円	2757円	2857円	3164円	3464円	3770円	4080円
入浴介助 利用者様負担額【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【３割】	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【３割】	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
個別機能訓練加算Ⅰ 【３割】	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円
個別機能訓練加算Ⅱ 【３割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
科学的介護推進体制加算 【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【３割】	3593円	3882円	3982円	4289円	4589円	4895円	5205円

介護職員処遇改善加算Ⅰ【３割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算【３割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合）

※1割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【1割】	844円	945円	977円	1082円	1184円	1289円	1395円
入浴介助 利用者様負担額【1割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【1割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【1割】	167円	167円	167円	167円	167円	167円	167円
個別機能訓練加算Ⅰ【1割】	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ【1割】	23円	23円	23円	23円	23円	23円	23円
科学的介護推進体制加算【1割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額【1割】	1221円	1322円	1354円	1459円	1561円	1666円	1772円
介護職員処遇改善加算Ⅰ【1割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算【1割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症型対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合）

※2割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【2割】	1688円	1890円	1954円	2163円	2367円	2578円	2789円
入浴介助 利用者様負担額【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【2割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【2割】	333円	333円	333円	333円	333円	333円	333円
個別機能訓練加算Ⅰ【2割】	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
個別機能訓練加算Ⅱ【2割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
科学的介護推進体制加算【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額【2割】	2438円	2640円	2704円	2913円	3117円	3328円	3539円

介護職員処遇改善加算Ⅰ【２割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算【２割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合）

※3割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【３割】	2531円	2834円	2931円	3244円	3550円	3867円	4183円
入浴介助 利用者様負担額【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【３割】	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【３割】	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
個別機能訓練加算Ⅰ 【３割】	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円
個別機能訓練加算Ⅱ 【３割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
科学的介護推進体制加算 【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【３割】	3656円	3959円	4056円	4369円	4675円	4992円	5308円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【３割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【３割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（7時間以上8時間未満の場合）

※1割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【１割】	956円	1067円	1104円	1224円	1344円	1464円	1584円
入浴介助 利用者様負担額【１割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【１割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【１割】	167円	167円	167円	167円	167円	167円	167円
個別機能訓練加算Ⅰ 【１割】	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ 【１割】	23円	23円	23円	23円	23円	23円	23円
科学的介護推進体制加算 【１割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【１割】	1333円	1444円	1481円	1601円	1721円	1841円	1961円

介護職員処遇改善加算Ⅰ 【１割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算 【１割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症対応型通所介護費（7時間以上8時間未満の場合）

※2割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【2割】	1912円	2134円	2207円	2447円	2687円	2928円	3168円
入浴介助 利用者様負担額【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【2割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【2割】	333円	333円	333円	333円	333円	333円	333円
個別機能訓練加算Ⅰ 【2割】	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
個別機能訓練加算Ⅱ 【2割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
科学的介護推進体制加算 【2割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【2割】	2662円	2884円	2957円	3197円	3437円	3678円	3918円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【2割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【2割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症対応型通所介護費（7時間以上8時間未満の場合）

※3割負担の場合 令和6年4月1日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【3割】	2868円	3201円	3310円	3670円	4030円	4392円	4752円
入浴介助 利用者様負担額【3割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【3割】	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【3割】	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
個別機能訓練加算Ⅰ 【3割】	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円
個別機能訓練加算Ⅱ 【3割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
科学的介護推進体制加算 【3割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【3割】	3993円	4326円	4435円	4795円	5155円	5517円	5877円

介護職員処遇改善加算Ⅰ【３割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算【３割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症対応型通所介護費（８時間以上９時間未満の場合）

※1割負担の場合 令和6年４月１日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【１割】	986円	1100円	1139円	1262円	1386円	1512円	1634円
入浴介助 利用者様負担額【１割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【１割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【１割】	167円	167円	167円	167円	167円	167円	167円
個別機能訓練加算Ⅰ【１割】	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ【１割】	23円	23円	23円	23円	23円	23円	23円
科学的介護推進体制加算【１割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額【１割】	1363円	1454円	1516円	1639円	1763円	1722円	2011円
介護職員処遇改善加算Ⅰ【１割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算【１割】	ひと月の利用料金の2.3%						

■認知症型対応型通所介護費（８時間以上９時間未満の場合）

※2割負担の場合 令和6年４月１日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【２割】	1972円	2200円	2278円	2524円	2771円	3024円	3268円
入浴介助 利用者様負担額【２割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【２割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【２割】	333円	333円	333円	333円	333円	333円	333円
個別機能訓練加算Ⅰ【２割】	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
個別機能訓練加算Ⅱ【２割】	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円
科学的介護推進体制加算【２割】	89円	89円	89円	89円	89円	89円	89円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額【２割】	2722円	2950円	3028円	3274円	3521円	3774円	4018円

介護職員処遇改善加算Ⅰ【２割】	ひと月の利用料金の10.4%
ベースアップ等支援加算【２割】	ひと月の利用料金の2.3%

■認知症対応型通所介護費（８時間以上９時間未満の場合）

※3割負担の場合 令和6年４月１日以降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

利用者様の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 利用者様負担額【３割】	2957円	3300円	3417円	3786円	4156円	4536円	4902円
入浴介助 利用者様負担額【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
若年性認知症受入加算 利用者様負担額【３割】	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
口腔機能向上加算Ⅰ 利用者様負担額【３割】	500円	500円	500円	500円	500円	500円	500円
個別機能訓練加算Ⅰ 【３割】	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円
個別機能訓練加算Ⅱ 【３割】	67円	67円	67円	67円	67円	67円	67円
科学的介護推進体制加算 【３割】	134円	134円	134円	134円	134円	134円	134円
基本利用料合計金額 ※利用者様負担合計金額 【３割】	4082円	4425円	4542円	4911円	5281円	5661円	6027円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 【３割】	ひと月の利用料金の10.4%						
ベースアップ等支援加算 【３割】	ひと月の利用料金の2.3%						

※介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等ベースアップ加算【１割】【２割】【３割】の負担額につきましては、利用単位数の介護職員処遇改善加算Ⅰ10.4%と介護職員等ベースアップ加算2.3%の金額が発生いたします。

※送迎料金は、サービス料金に含まれます。

当施設で送迎サービスを行わない場合に下記の通り減額されます。

【１割】要介護者は、片道51円/日

【２割】要介護者は、片道102円/日

【３割】要介護者は、片道153円/日

※ 上記の料金は、令和4年10月1日より、厚生労働省により、料金表が通常料金に適応されます。

■地域密着型認知症対応型通所介護費 要支援（1割負担・2割負担又は3割負担）令和6年4月1日以
降 法改正があった場合にはその金額に準ずる

令和3年4月1日施行の介護保険法に基づいた介護報酬に対して、各利用者ごとの負担割合証の割合に準じたご負担金及び処遇改善加算（Ⅰ）、実施日における機能訓練加算がご負担額となります。

※ 八王子市は地域区分が「3級地」であるため、単位数に10.83を乗じた金額が料金となります。令和3年4月1日より「3級地」の単価が改正になった場合は要介護度に応じた単位数に改正された「3等級地」の単価を乗じた金額の総額が料金となります。

なお、自己負担は、料金の原則1割となります。2割又は3割負担額でのご利用の方につきましては、自己負担に2もしくは3を乗じた料金となります。

※ 上記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合もあります。

※

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（全額利用者負担金）

① 食事・おやつの提供（食費）

昼食費（通常食・きざみ食）は1食700円とさせていただきます。

昼食費（特別食＜ムース食・糖尿病食等＞）は1食850円とさせていただきます。

おやつ代は1食200円、特別食の方のおやつ代は150円とさせていただきます。

食事を提供したが、ご本人の意思で召し上がられない、又は召し上がることができない場合には介助等を行います。水分・栄養摂取量が足りない場合は、ラコール、メイバランスなどの栄養補助食品やこれに準ずるものをご提供しますが、実費をご負担いただきます。

また特別食ご利用の方は摂取量が少なく、数回に分けて摂取されるケースがあるため、その場合には別途ご相談の上、料金を定めます。

ラコール・エンシュア等又はこれに準ずるもの 450円

メイバランス・テルミール等（種類・風味に関わらず）300円

その他栄養補助飲料（当法人指定のもの）300円

② レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

この場合、材料代等の実費をいただきます。

③ おむつ 1枚180円

リハビリパンツ 1枚140円

パット類 1枚 100円（昼用） 1枚 160円（夜用）

洗濯代 180円

当事業所のものを利用される場合は実費が必要となります。

④ 延長サービス利用料

延長サービスに係る利用料に関しましては、延長加算を算定されない場合は1時間当たり500円が利用者の自己負担となります。（1時間未満の利用であっても500円の自己負担となります。）

⑤ 交通費

通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実施地域を越えた地点よりご自宅まで片道 1 k m 当たり 2 1 円が自己負担となります。

⑥ その他費用

指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の実費負担となります。

⑦ キャンセル料

利用日前日の17時時までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。

利用日前日の17時以降のご連絡の場合、実施日1日分の利用者負担額相当額及び食事相当額のキャンセル料をご負担いただきます。

⑧ 支給限度額を超えて認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を利用する場合は、利用単位数に地域単価（10.83）を乗じた金額（小数点以下切捨て）が実費負担となります。

■口腔機能訓練向上加算

月に 2 回以上の実施を行います。法定にて月に 2 回以上の実施を行った場合でもご請求は月 2 回までとなります。

誤嚥などを防ぐため、口腔機能訓練につきましては実施していただくことを推奨しています。

口腔機能訓練向上加算Ⅰ

1回当たりの実施単位150単位 2回実施 300単位。

回 数	1 回実施	2 回以上ご利用実施
利用者様負担額【1割】	1 6 3 円	3 2 6 円
利用者様負担額【2割】	3 2 5 円	6 5 0 円
利用者様負担額【3割】	4 8 8 円	9 7 6 円

口腔機能訓練向上加算Ⅱ

1回当たりの実施単位160単位 2回実施 320単位。

回 数	1 回実施	2 回以上ご利用実施
利用者様負担額【1割】	1 7 4 円	3 4 8 円
利用者様負担額【2割】	3 4 7 円	6 9 4 円
利用者様負担額【3割】	5 2 0 円	1 0 4 0 円

(3) 利用料金お支払い方法

- ① 前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用の翌月15日前後に請求書を発行しますので、翌月末日に口座引落、もしくはお振込にてお支払いいただきます。
- ② 現金でのお支払いも翌月末日までとさせていただきます。

(4) サービス利用のキャンセル(利用継続中の病気などによるお休みのキャンセル)

利用予定日の前に、利用者の都合により、指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用を中止することができます。この場合には、実施日の前日17時までに事業所に申し出てください。前日17時までにご連絡がない場合は、実施日1日分の利用者負担額相当額及び食事相当額のキャンセル料をご負担いただきます。

【連絡先】(電話番号) 042-638-8490

(5) サービス利用の変更

利用者が指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所計画の変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。利用者に係る居宅介護支援事業所・地域密着型支援事業所等への連絡、その他の必要な援助を行います。

6. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・ご家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、当事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口 [職名] 管理者：鈴木 麻紀
- ② 受付時間 月曜日～日曜日(祝日含む) (9:00～18:00)
電話番号：042-638-8490
- ③ 担当者が不在の場合の対応
生活相談員が対応するとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いています。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情原因の把握
苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問をし、状況の聞き取りや事情確認を行います。
- ② 検討会の開催
相談担当者は機能訓練指導員、介護職員、生活相談員等に事実関係の確認を行います。
相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応します。
- ③ 改善の実施
検討会の結果を踏まえ、改善策を実施する。利用者に対し調査結果や講じた措置の内容を納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

④ 解決困難な場合

事業所において処理しえない内容については、行政窓口や国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、対応方法を利用者の立場に立って検討、対処します。

⑤ 再発防止

改善内容を元に再発防止に向けた研修や設備を整えます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

八王子市役所 高齢福祉課 (相談担当) 高齢・障害支援課	所在地 八王子市役所1階20番窓口 電話番号 042-620-7420 FAX番号 042-624-7720
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0177

7. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者が浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、従業者立会いのもとで使用します。また、体調が思わしくない利用者にはその旨に従業者に申し出るものします。
- ② 施設内の設備や器具は本来の用法に従って利用するものとします。これに反し利用により破損等が生じた場合は、利用者の実費負担とします。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ⑤ 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先 1 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 2 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 3 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

10. 契約の終了について

- (1) 利用者は、事業者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (2) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 下記項目に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が倒産した場合

- (4) 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③ 利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(5) 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ③ 介護保険施設に入院又は入所した場合。

1 1. 地域の連携について

事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い地域との交流に努める。

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置する。
- (2) 運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催することとし、事業所はサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- (3) 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

1 2. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発防止等のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者兼生活相談員 鈴木 麻紀
-------------	-----------------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

8. 非常災害対策

- ① 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します
- ② 事業者は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

9. 衛生管理等

- ① 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 第三者評価の実施について

実施なし

指定認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 6 年 6 月 14 日

樹楽 デイサービス みんなのわ

説明者 職名 管理者兼生活相談員 氏名 鈴木 麻紀 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型通所介護、予防認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

私は上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印（利用者との続柄 _____）